



立川市会計年度任用職員
(月額報酬制)
採用試験募集案内

《令和4年5月採用》

教育相談員

応募締切：令和4年4月19日

立川市教育部教育支援課
令和4年3月

立川市会計年度任用職員（月額報酬制・教育相談員）採用試験募集案内

身分	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員
職種	教育相談員
仕事の内容	<p>①幼児・児童・生徒・保護者等の教育等や就学、転学等の相談に関する こと</p> <p>②小・中学校での巡回による相談に関すること</p> <p>③教育相談活動の研修及び研究に関すること</p> <p>④教育相談活動の普及に関すること</p> <p>⑤知能検査の実施及び保護者への説明（WISC - IV、田中ビネーV、K -ABC II）</p> <p>⑥その他立川市教育委員会教育長が必要と認めること</p>
学歴（履修科目）	不問
必要な経験等	<p>下記の要件をすべて満たす方</p> <p>① 臨床心理に係る実務経験のある方</p> <p>②「WISC - IV」「田中ビネーV」の実施、解釈及び保護者へのフィード バック（説明）ができること</p>
必要な免許・資格	<p>下記のいずれかに該当する方</p> <p>①公認心理師の資格を有する方</p> <p>②臨床心理士の資格を有する方</p> <p>③臨床発達心理士の資格を有する方</p> <p>④大学または大学院において心理学を主として専攻し修了した方</p>
採用人数	若干名
任用期間	<p>令和 4 年 5 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで</p> <p>※ 任用開始日については状況によって相談可</p> <p>※ 最初の 1 ヶ月は条件付採用となります。</p> <p>※ 翌年度に同一の職がある場合は、人事評価による勤務成績などを踏まえて、公募によらない再度の任用が可能です（連続 4 回かつ任用年度末時点で満 64 歳まで）。</p> <p>※ 再度任用の上限到達後においても、その後の採用試験に合格すれば改めて採用されることが可能です。</p>
勤務場所	立川市教育委員会教育支援課 （立川市錦町三丁目 2 番 26 号 子ども未来センター 1 階）
勤務日・勤務時間	<p>週 4 日又は 5 日（原則として月曜日から土曜日までのうち 4～5 日間）8 時 45 分～17 時 15 分（休憩 1 時間）</p> <p>時間外勤務：原則なし（やむを得ず従事した場合は、振替とする）</p>
休日・休暇等	<p>【週休日・休日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月曜から木曜日までのうち 1 日又は 2 日間で週休日の曜日は固定 ・日曜日 ・祝日・年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）

	<p>【有給の休暇】 年次有給休暇（初年度9日）、病気休暇、公民権行使等休暇、ドナー休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健休暇、妊婦通勤時間、育児時間、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、短期の介護休暇、事故休暇</p> <p>【無給の休暇・休業】 産前産後休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業</p>
<p>報 酬 ・ 手 当</p>	<p>報酬月額：週5日 296,900円、週4日 237,500円</p> <p>※ 規定により、別途通勤費及び時間外勤務手当相当の報酬を支給します。</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、期末手当を支給します。</p>
<p>社 会 保 険</p>	<p>健康保険、厚生年金保険、雇用保険</p> <p>※ 災害補償については、労働災害補償又は公務災害補償を適用します。</p>
<p>選 考 方 法</p>	<p>書類選考（履歴書及び職務経歴書）、面接試験、課題作文（事前提出）</p> <p>一次試験：書類選考（履歴書、職務経歴書及び課題作文）</p> <p>二次試験：面接試験</p>
<p>面 接 日 程 等</p>	<p>日程：令和4年4月22日（金）午後</p> <p>場所：立川市子ども未来センター</p> <p>※ 面接日程等は、都合により変更することがあります。</p> <p>※ 面接日時については、応募期限後にお電話でご連絡いたします。</p>
<p>応 募 方 法</p>	<p>【提出書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 履歴書：市販の履歴書（写真貼付） ② 職務経歴書：形式不問（担当した業務内容を記載） ③ 資格証明書の写し ④ 返信用封筒：長形3号（120mm×235mm）の封筒に自己宛の住所・宛名を記入して84円切手を貼付（選考結果通知用） ⑤ 課題作文（800字以上1200字以内） <p>市の相談窓口に、「子どもが担任から強く注意され、学校へ行きたくないと言っている。学校には、担任のやり方が子どもに合わないとこれまで何度も伝えてきたが、全く改善されないため、教育委員会に電話した。」と市立中学校生徒の保護者から苦情の電話がありました。市の教育相談員として、保護者や本人、学校等へどのように対応するか、述べてください。</p> <p>【郵送申込】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 提出期限 令和4年4月19日（火） 【必着】

	<p>※ 必ず簡易書留で送付してください。簡易書留によらない事故については、責任を負いません。</p> <p>② 郵送先 〒190-0022 立川市錦町三丁目2番26号 子ども未来センター 立川市教育支援課 教育相談員採用担当宛</p> <p>【持参申込】</p> <p>① 受付期間及び時間 令和4年4月19日(火)まで 月曜～金曜日の9時～17時(時間厳守)</p> <p>② 受付場所 立川市教育支援課窓口 (子ども未来センター1階 子ども総合相談窓口)</p>
<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 試験結果については、合否に関わらず全員に通知します。ただし、辞退の場合は省略させていただきます。 ✓ 試験に関する提出書類は、一切お返しできません。 ✓ 申込書の記載事項に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。 ✓ 営利企業への従事等については、職務専念義務に支障を来すような長時間労働や信用失墜行為に抵触し得る兼業(業務と利害関係のある場合等)は行わないことを前提とします。 ✓ 災害が発生した場合、職務実態に応じて災害対応の職務を行っていただくことがあります。
<p>お 問 い 合 わ せ</p>	<p>月曜～金曜日の9時～17時(12時～13時は除く) 教育支援課 担当：樋口 電話 042-523-2111 内線 4031 直通電話 042-506-0018</p>

【注1】 次の各号の一つに該当する方は受験できません。

(地方公務員法第16条の欠格条項)

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 立川市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【注2】 地方公務員法上の服務に関する規定(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止等)が適用され、一定の義務違反に対しては懲戒処分の対象となります。

【注3】 勤務条件は応募開始時点の予定であり、改定があった場合はその定めるところによります。